

鳥取県告示第 114 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 18 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 20 年 2 月 18 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人学生人材バンク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 玄洋

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町南一丁目 246

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、学生に対して、社会参画や地域おこしに関する事業を行い、学生の成長や地域の発展に寄与することを目的とする。その手段として、情報提供や企画運営を行い、学生にとっては経験や人脈が財産となり、地域にとっては新しい視点や行動力、人脈が財産となるよう勤める。